

# 南アルプス市

令和6年度

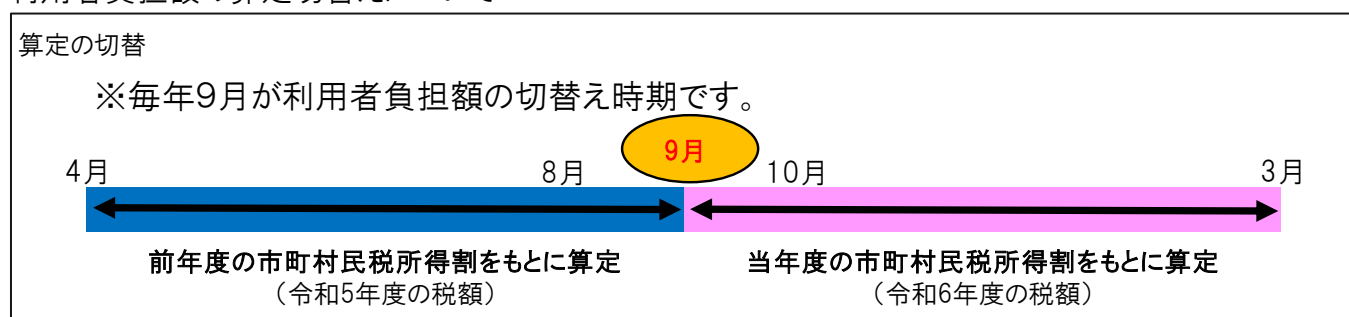
## 保育所・認定こども園・幼稚園

### 入園のしおり

令和6年度クラス年齢早見表

クラス	児童の誕生日					就学前まで在園する場合の施設利用終了日	
5歳児(年長)	H30.4.2	(2018.4.2)	～	H31.4.1	(2019.4.1)	R7.3.31	(2025.3.31)
4歳児(年中)	H31.4.2	(2019.4.2)	～	R2.4.1	(2020.4.1)	R8.3.31	(2026.3.31)
3歳児(年少)	R2.4.2	(2020.4.2)	～	R3.4.1	(2021.4.1)	R9.3.31	(2027.3.31)
満3歳児	(R6年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合) 満3歳にならないと利用できません。						
2歳児	R3.4.2	(2021.4.2)	～	R4.4.1	(2022.4.1)	R10.3.31	(2028.3.31)
1歳児	R4.4.2	(2022.4.2)	～	R5.4.1	(2023.4.1)	R11.3.31	(2029.3.31)
0歳児	R5.4.2	(2023.4.2)	～			R12.3.31	(2030.3.31)

#### 利用者負担額の算定切替えについて



各施設へのお問合せに関しましては  
市内各保育所・認定こども園・幼稚園

しおり 18～25 ページをご参照ください。

南アルプス市子育て支援課 保育所担当  
所在 : 南アルプス市小笠原 376  
電話 : 055-282-7293 (直通)

## 目次

はじめに .....	2
利用可能な施設について .....	3
教育・保育給付認定について .....	3
市内の保育施設一覧 .....	4
教育・保育給付認定早見表 .....	5
手続きの流れ .....	6
保育の必要性について .....	6
保育必要量（利用時間）について .....	7
申請書類 .....	8
認定にかかわる注意 .....	9
保育の実施基準表 .....	10
施設等利用給付認定について .....	11
利用者負担額(副食費・保育料)について .....	12
利用者負担額(副食費・保育料)の納付について .....	13
特別認定について .....	14
広域入所 .....	15
特別保育事業について .....	16
市内保育施設・幼稚園一覧 .....	18
令和6年度 入所受付期間 .....	26

## はじめに

### ● 保育所等の見学

施設ごとに開所時間・延長保育時間・諸費用等が異なります。利用が決まった場合に送迎が可能か、条件が合致しているか等、施設において直接ご確認ください。

見学可能時間は施設によって異なるため、事前に各施設にお問合せください。

### ● 短縮（慣らし）保育について

短縮（慣らし）保育とはお子さんが集団生活に慣れることを目的として、通常の保育時間を短縮して保育を行うものです。短縮保育は、利用開始日以降に行います。期間や内容は、利用されるお子さんの年齢や保育所等によって異なりますので、事前に保育所等へ確認してください。

利用開始日より前に短縮保育を行うことはできませんので、ご家族や雇用先等と調整の上、利用開始月を検討してください。

### ● 特別な支援を必要とするお子さんについて

障がいや食物アレルギー等のあるお子さん、お子さんの心身の状態や発達について気になることがある場合や、健診時や医療機関の受診時に指摘されたことがある場合は、申請書に記入をお願いします。入所後、集団生活等により生活面・行動面で気になることがある場合には、関係機関と連携をとることがあります。

また、市から保育要件等の情報や児童の状況などについて、通所している保育施設に提供することがあります。

### ● 南アルプス市立北部の保育所（八田・巨摩・白根東・百田・白根）への入所を希望し、給食で食物アレルギーの対応が必要な方

3歳以上児には、北部学校給食センターで調理された給食が提供されます。食物アレルギーの対応は学校給食に準ずるため、次の特定原材料7品目に限られます。

**【特定原材料7品目】 卵・乳・小麦・そば・落花生・えび・かに**

ただし、各施設で調理しているおやつに関しましては、これに限らず対応をおこないます。なお、重症度によって給食やおやつの提供ができない場合がありますので、食物アレルギーの対応についてご不安な点がございましたら、子育て支援課管理栄養士までお問い合わせください。



## 利用可能な施設について

就学前の子どもを対象とした教育・保育施設は、以下のとおりです。

	幼稚園		認定こども園		保育所	小規模保育事業所
	私学助成園等	施設型給付園	幼稚園機能	保育所機能		
目的	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼少期の教育を行う学校		教育と保育を一体的に行う施設		就労等により家庭で保育ができない保護者に代わって保育をする施設(保育及び教育を一体的に行う施設)	
対象年齢	3～5歳児		0～5歳児		0～2歳児	
認定区分	1号認定		2、3号認定			
休み	土曜(施設によって異なる)・日曜・国民の祝日～夏・冬・春に長期休日あり		日曜・国民の祝日・年末年始など			
保育料	各施設が設定		市が設定している利用料			
利用選考	各施設が選考		保育の必要度に応じて市が基準に基づき利用調整			
利用時間	4時間を基準に各園で定める教育時間(※預かり保育実施施設あり)		給付認定により決まる利用時間 ①保育標準時間 最長11時間までの利用 ②保育短時間 最長8時間までの利用 (①②ともに延長保育あり)			

## 教育・保育給付認定について

教育・保育施設(私学助成幼稚園を除く)の利用に際して、それぞれの施設に応じた教育・保育給付認定を受ける必要があります。認定は子どもの住民票のある市町村にて行います。

認定の種類により、保護者の就労等の事由(保育の必要性)が必要となることがあります。

### 〇3つの認定区分について

認定区分	年齢	保育の必要性	利用できる施設
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園(幼稚園部分)
2号認定	3～5歳	あり	保育所・認定こども園(保育所部分)
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園(保育所部分)・小規模保育事業所



## 南アルプス市内の保育施設一覧

※令和5年9月1日現在の情報です。最新の情報については、各園にお問い合わせください。

### <公立保育所>

施設名称	住所	電話番号
八田保育所	南アルプス市榎原558	055-285-7600
巨摩保育所	南アルプス市飯野2912-4	055-283-4251
白根東保育所	南アルプス市西野1394	055-283-4271
百田保育所	南アルプス市百々2328	055-285-3602
白根保育所	南アルプス市飯野1	055-285-3603
若草保育所	南アルプス市寺部598-1	055-282-2730
櫛形中央保育所	南アルプス市小笠原985-9	055-282-2463
櫛形北保育所	南アルプス市桃園165-8	055-283-1262
櫛形西保育所	南アルプス市上市之瀬724	055-284-1602
豊保育所	南アルプス市吉田804	055-282-0189
落合保育所	南アルプス市落合1128-3	055-282-1079
南湖保育所	南アルプス市西南湖738	055-284-0409
大明保育所(指定管理施設)	南アルプス市鮎沢1063-1	055-282-1307

### <私立保育園>

施設名称	住所	電話番号
さくらんぼ保育園	南アルプス市桃園337	055-282-5154
たちばな保育園	南アルプス市鏡中條700	055-283-3246
にこにこキッズ保育園	南アルプス市和泉1018-1	055-267-9211

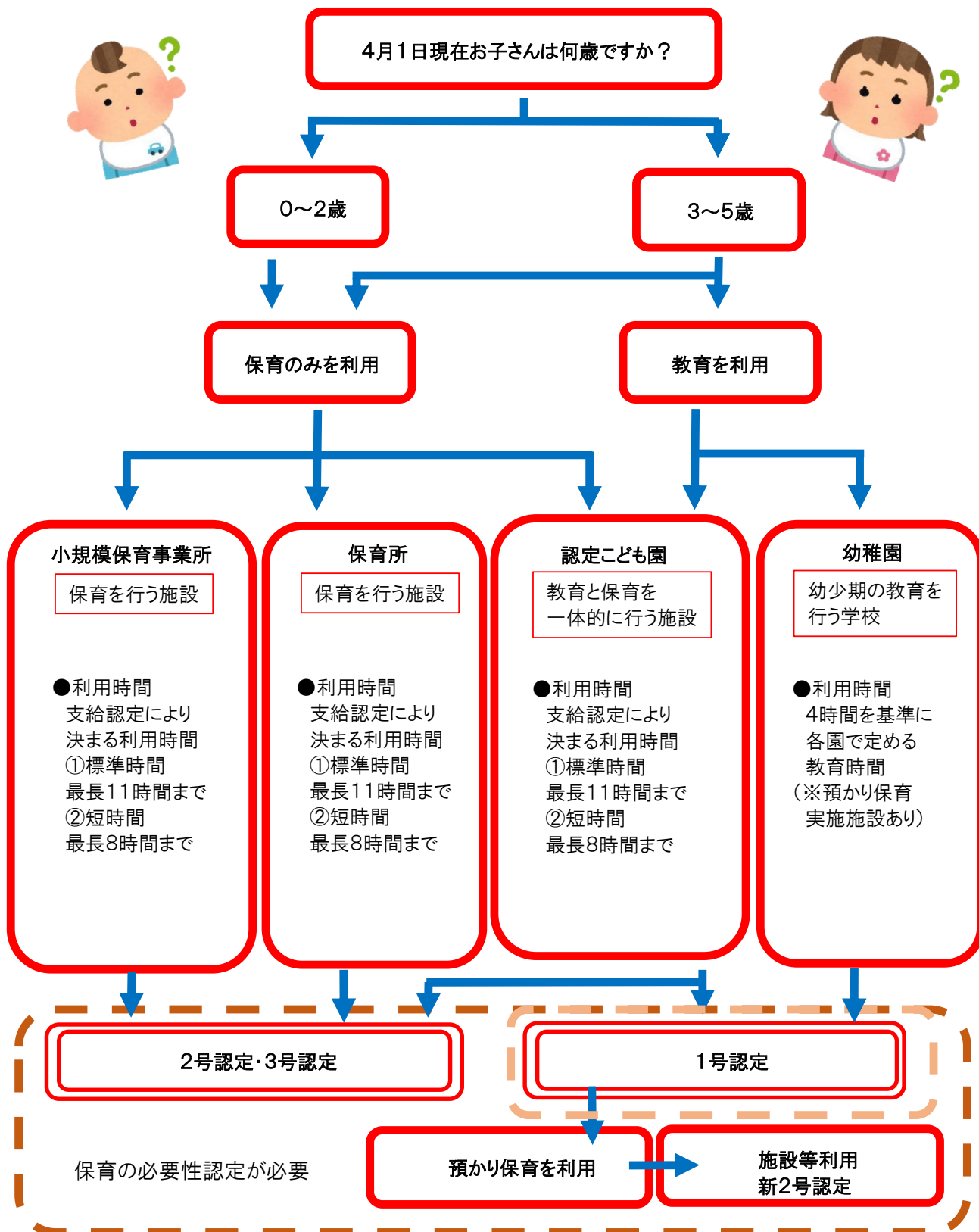
### <認定こども園(私立)>

施設名称	住所	電話番号
幼保連携型認定こども園 みだい幼稚園	南アルプス市有野4571	055-285-2807
幼稚園(私立)(R6.3.31まで) バンビバイリンガル幼稚園	南アルプス市徳永1605	055-280-0500
幼保連携型認定こども園(R6.4.1より) バンビユニバーサルこども園	南アルプス市西野1251-2	
幼保連携型認定こども園 マコト愛児園	南アルプス市下今井841-5	055-282-1510
幼保連携型認定こども園 十日市場保育園	南アルプス市十日市場1911-5	055-283-3608
幼保連携型認定こども園 ポッポの家	南アルプス市荊沢175	055-283-1162
幼稚園型認定こども園 小笠原幼稚園	南アルプス市小笠原210-1	055-282-0700

### <小規模保育事業施設(私立)>

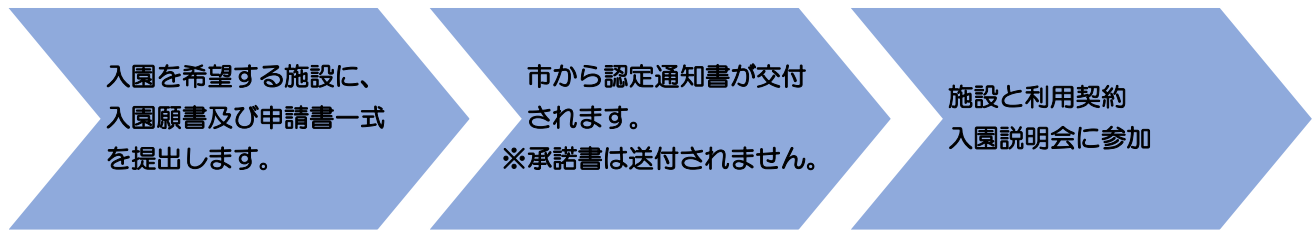
施設名称	住所	電話番号
イノヴェ学園	南アルプス市桃園1361-10	055-244-3833

# ○教育・保育給付認定早見表



## 手続きの流れ

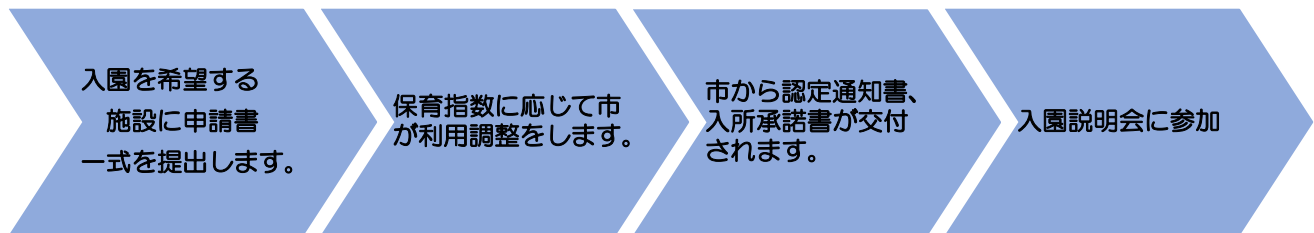
### 1号認定 幼稚園・認定こども園（幼稚園）に入園する場合



※選考及び承諾の時期が施設ごとに異なります。複数の施設に1号認定を申請する場合、必ず各施設へ事前に確認を行ってください。

※申込期間は施設で定められているため、確認をしてください。

### 2・3号認定 保育所・認定こども園(保育所)・小規模保育事業所に入園する場合



※ 令和6年4月入所の場合、令和6年2月上旬に認定通知書、入所承諾書を交付する予定です。

また、令和6年2月頃、各施設で入園説明会が開かれます。詳しくは内定施設からの通知をご確認ください。

## 保育の必要性について

### 保育認定(2・3号認定)を受けるためには

保護者（父・母、子どもと別居の場合は同居する方）が、次のいずれかによる子どもの保育ができない事由が必要です。なお、保育認定の有効期間は、基本的には保育の必要性の事由が該当する期間までとなります。

	区分	保育の必要性の事由	有効期間
1	就労	家庭外で日常的に就労（常勤・パート）している場合 月48時間以上従事	最長で、就学前まで
2	自営業・農業	家庭内にあって日常的に子どもと離れて就労（自営業・農業）している場合 月48時間以上従事 ※無償従事者の場合は実態調査をさせていただきます。	
3	妊娠・出産	母が出産の前後にあたる場合	予定月を含めた産前2ヶ月、 産後3ヶ月の最大5ヶ月間 ※予定日が基準になります。
4	保護者の疾病、障がい	保護者が病気や障がいで保育が困難な場合	療養を必要とする期間
5	同居親族の自宅介護・看護等	同居する親族の長期間の傷病や心身等の障がいに対して、日常的に介護・看護している場合	介護・看護等を必要とする期間
6	災害復旧	火災や地震等の災害の復旧にあたっている場合	必要な期間
7	求職活動	新たに就労するため、求職活動をしている場合	最大3ヶ月間
8	就学 (職業訓練含む)	保護者が学校や職業訓練校等に通学する場合 月48時間以上の就学	学校で訓練を受講している期間 または就学している期間
9	その他	その他、市長が認める各区分に類する状態にある場合	必要な期間

## クラス年齢について

その年度の最初の日(4月1日)の年齢で決まります。令和6年度の場合、令和6年4月1日現在の年齢が基準になります。

クラス	児童の誕生日	就学前まで在園する場合の施設利用終了日
5歳児(年長)	H30.4.2 (2018.4.2) ~ H31.4.1 (2019.4.1)	R7.3.31 (2025.3.31)
4歳児(年中)	H31.4.2 (2019.4.2) ~ R2.4.1 (2020.4.1)	R8.3.31 (2026.3.31)
3歳児(年少)	R2.4.2 (2020.4.2) ~ R3.4.1 (2021.4.1)	R9.3.31 (2027.3.31)
満3歳児	(R6年度中に満3歳となり幼稚園を利用する場合) 満3歳にならないと利用できません。	
2歳児	R3.4.2 (2021.4.2) ~ R4.4.1 (2022.4.1)	R10.3.31 (2028.3.31)
1歳児	R4.4.2 (2022.4.2) ~ R5.4.1 (2023.4.1)	R11.3.31 (2029.3.31)
0歳児	R5.4.2 (2023.4.2) ~	R12.3.31 (2030.3.31)

## 保育必要量（利用時間）について

保育の必要量（利用時間）は、認定を受ける子どもの保護者の就労状況等に応じて判定され、「標準時間」と「短時間」という2つの認定区分に分けられます。施設や認定区分により保育標準時間・短時間の利用時間が異なる場合がありますのでご注意ください。



※保育施設ごとに延長保育時間が異なります。  
P18~P25「市内保育施設・幼稚園一覧」にて、ご確認ください。

保護者の就労時間が月120時間を超えており、標準時間で認定ができる方でも、希望により短時間に変更することが可能です。なお、短時間を標準時間に変更することは、やむを得ない理由がない限りはできません。



## 申請書類

### 申請に必要な書類

認定区分	必要書類	注意点
1号	認定申請書兼保育所入所申込書 入園願書 その他世帯の状況に応じて必要な書類	※ 入園希望先から入園願書を受け取り、施設へ提出する必要があります。
2・3号	認定申請書兼保育所入所申込書 保育を必要とすることを証明する書類 その他世帯の状況に応じて必要な書類	

### 保育を必要とすることを証明する書類

保育を必要とする事由		提出書類	注意事項	
就労	外勤	就労証明書（様式1）	※1	
	内職	就労証明書（様式1）	給与明細や実績報告書を提出	
	農業・自営業	事業主	①農業・自営業従事証明書（様式1-2） ②確定申告書の写し	
		専従者など	①農業・自営業従事証明書（様式1-2） ②事業主の確定申告書の写し	源泉徴収票が発行される方は就労証明書（様式1）を提出してください。 ※2
		無償手伝い	①農業・自営業従事証明書（様式1-2） ②事業主の確定申告書の写し ③農業・自営業（無償手伝い）調査票	※2 ※3
新規開業の場合	①農業・自営業従事証明書（様式1-2） ②開業届出書、事業広告など事業を始めることがわかるもの			
妊娠・出産		母子手帳の写し（表紙と出産予定日が分かる部分）		
保護者の疾病		医師の診断書（様式2）	※4	
保護者の障がい		身体障がい者・精神障がい者・療養手帳の写し ※上記に同等の場合は医師の診断書	※4	
同居親族の 自宅介護・ 看護等	居宅内	常時 （要介護3以上等）	①介護（看護）状況報告書（様式3） ②医師の診断書または介護認定証等	※4
		定期的 （要介護1～2等）	①介護（看護）状況報告書（様式3） ②医師の診断書または介護認定証等	※4
	居宅外	常時（入院、通院、通所等に食事・入浴等介護・看護が必要）	①介護（看護）状況報告書（様式3） ②医師の診断書または介護認定証等	※4
求職活動		ハローワーク受付カード		
就学・職業訓練		①在学証明書、職業訓練指示書のコピー ②受講期間・時間割等が分かる書類		
災害復旧		災害による被災の状況が分かる書類（罹災証明等）		

### 世帯の状況に応じて必要な書類

状況		提出書類	注意事項
ひとり親	離婚	戸籍謄本、離婚受理証明、児童扶養手当受給者証書のうち、いずれかひとつ	※離婚調停中の場合は客観的に調停中であることが分かる公的文書
	未婚	戸籍謄本	
	父または母が死亡	戸籍謄本	
	父または母が行方不明	行方不明者届受理証明	
	父または母が収監	在監証明	
その他	児童虐待・DV等	申立書（状況等を記載）	
	その他		

#### 注意事項

- ※1 外勤の採用予定者（内定者）は就労扱いになります。
- ※2 農業・自営業の採用予定者（内定者）は、客観的な証明を出すことができないため認めておりません。
- ※3 農業・自営業（無償手伝い）調査票は施設長または市子育て支援課が聞き取りして作成します。
- ※4 診断書は具体的な状況（週及び一日の頻度、時間、内容等）を詳細に記載してもらってください。

## 認定にかかわる注意

### 妊娠・出産を理由に申請する場合

南アルプス市では出産予定日を基準として、予定月を含めた産前2ヵ月・産後3ヵ月の最大5ヵ月間の入所を認めています。

出産予定月12月の場合、11月・12月・1月・2月・3月の5ヵ月間となり、4月入所に妊娠・出産を理由に申請していただくことはできません。

出産予定月1月の場合、12月・1月・2月・3月・4月の5ヵ月間となり、4月入所に妊娠・出産を理由に申請していただくことができます。

### 育児休業中に申請する場合

育児休業中はご家庭で保育が可能のため、原則として利用申請ができません。しかし、育児休業を終了することを条件に申請することができます。

施設に入所してから1ヵ月以内に復職し、復職後、2週間以内に就労証明書(復職証明書)の提出をお願いします。

※きょうだいで申請する場合、きょうだいいずれかの利用が決まった場合でも復職が必要です。

保護者の就労等により認定を受けていた児童の継続入所については、児童の環境変化を考慮して、育児休業へ認定を変更した際も、基本的に認める方針ですが、他に保育の必要性が高いお子さんがいる場合などは退所(園)をお願いすることがあります。

### 求職活動を理由に申請する場合

求職活動を理由に申請された方は、就職後2週間以内に就労証明書を提出してください。また、最大3ヵ月を過ぎた求職活動はできませんので、求職活動期間にご注意ください。なお、求職活動を開始した方は、求職活動報告書を提出いただき、求職活動の経過を確認させていただく場合がございます。あらかじめご承知ください。

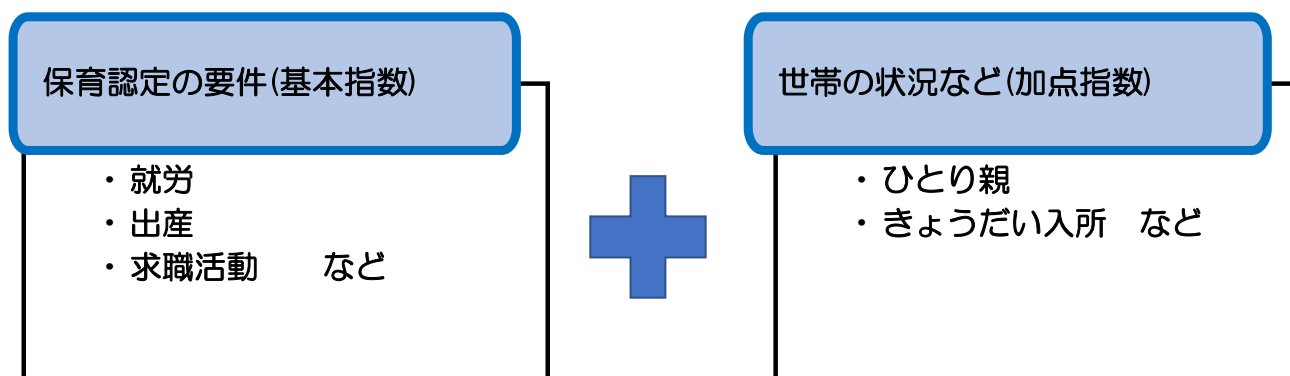
### 1号認定同士の併願、及び1号認定と2号認定の併願を希望する場合

同じ1号認定でも施設によって、選考及び承諾の時期が異なります。複数の施設に1号認定を申請する場合は、必ず各施設へ事前に確認を行ってください。

また、1号認定と2号認定を併願される場合も、施設と市町村で選考及び承諾の時期が異なります。この場合も、必ず1号認定を希望する施設へ事前に確認を行ってください。

## 利用調整について

入所申請者数が定員を超える場合は、まず保育の認定要件を基礎指数(ポイント)化し、それでも同点の場合には各世帯の状況を加点指数(ポイント)化し、入所者を選考します。転園の場合も同様です。



## 保育の実施基準表(基本指数)

保育認定の要件				内 容	指数		
1	就労	被雇用者	常勤・パート・派遣・内職等	月120時間以上	常勤勤務・パートタイム・派遣労働の雇用形態で、現に月48時間以上の就労をしている者 ※月の就労日数が不定の雇用形態は不可	10	
				月96時間以上		9	
				月72時間以上		8	
				月48時間以上		7	
		自営業	事業専従者等	事業主本人		自営業を営んでいる事業主	10
				事業専従者等	月120時間以上	事業主に協力し、月48時間以上事業に従事している者 ※無償の場合は、指数から減点します。 ※無償の場合は実態調査をさせていただきます。	10
					月96時間以上		9
					月72時間以上		8
		月48時間以上	7				
		農業	事業専従者等	事業主本人		農業を営んでいる事業主	10
				事業専従者等	月120時間以上 面積1ha以上	事業主に協力し、月48時間以上農作業に従事している者 (時間と面積で点数が異なるときは、低い方でカウントする) ※無償の場合は、指数から減点します。 ※無償の場合は実態調査をさせていただきます。	10
					月96時間以上 面積50a以上		9
					月72時間以上 面積30a以上		8
		月48時間以上 面積10a以上	7				
		2	妊娠・出産			2カ月以内に出産を控えている、または出産後3カ月を経過していない母親	10
		3	保護者の疾病・障がい等	障がい		1・2級	身体障がい者手帳1～2級、精神障がい者手帳1～2級、療育手帳の交付を受けていて、保育が常時困難な者
3級	身体障がい者手帳3級または精神障がい者手帳3級の交付を受けていて、保育が困難な者					8	
4級	身体障がい者手帳4級の交付を受けていて、保育が困難な者					7	
疾病・けが	入院			入院		疾病・けが等により、入院している者	10
				自宅療養	寝たきり	疾病・けが等により、寝たきりの状態になっている者	10
					感染症等	感染症等にかかり、医師に長期加療（安静）を要すると診断された者	9
					うつ病等精神疾患	うつ病等精神的な疾患にかかり、長期療養を必要とする者	8
					安静	その他、医師により長期加療（安静）を要すると診断された者	6
				通院	週5日以上	疾病・けが等は比較的軽症ではあるが、定期的な通院等が必要である者	8
					週3日以上		6
4	同居親族の自宅介護・看護等	寝たきり、重症心身障がい者（児）、またはそれと同程度の障がい等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な者			10		
		重度障がい者（児）、またはそれと同程度の障がい等があると認められる者の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月20日以上かつ1週40時間以上保育が困難な者			9		
		病人や障がい者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週28時間以上保育が困難な者			8		
		病人や障がい者（児）の介護や入院・通院・通所の付き添いのため、月16日以上かつ1週16時間以上28時間未満保育が困難な者			7		
5	災害復旧			震災・風水害・火災その他の災害の復旧にあっている者	10		
6	求職活動	フルタイム等		フルタイム勤務での就労をめざし、求職活動を行っている者	5		
		パートタイム等		パートタイム勤務での就労をめざし、求職活動を行っている者	4		
7	就学	大学・専門学校等		大学・専門学校等に通学している者	6		
		職業訓練		職業訓練校等において、職業訓練を受けている者	6		
8	その他			その他、上記と同等の状況であると市長が認める者			

## 子育てのための施設等利用給付認定について

○子育てのための施設等利用給付認定（新1号・新2号・新3号）とは

幼児教育・保育が無償化されたことに伴い、以下の特定対象施設・サービスの利用料を一部無償とするために市町村へ申請を必要とする認定です。

○対象施設・サービス

- ①私学助成幼稚園
- ②幼稚園及び認定こども園の預かり保育
- ③認可外保育施設（企業主導型保育施設を除く）
- ④一時預かり保育、病児・病後児保育、ファミリーサポートセンター

※ご利用の施設・サービスが施設等利用給付の対象となるかは、施設・サービス提供元に直接ご確認ください。

○施設等利用給付認定の種類及び対象児童

認定の種類	保育の必要性	世帯の条件	対象年齢	対象事業
新1号認定	不要	特になし	満3歳以上	私学助成幼稚園の教育部分 (預かり保育を除く)
新2号認定	必要	特になし	クラス年齢 3歳以上	幼稚園・認定こども園の預かり保育 認可外保育施設 一時預かり
新3号認定	必要	住民税 非課税	クラス年齢 2歳以下	病児・病後児保育 ファミリーサポートセンター

上記に該当する場合

教育・保育の認定(1号、2号、3号)とは異なる手続きが必要です。

詳細は、ご利用になる施設・サービス提供元もしくは南アルプス市役所子育て支援課までお問合せください。

制度に関する詳しい内容については、  
当市ホームページをご覧ください。

「幼児教育・保育の無償化について」



## 主食費・副食費とは

お米、パン、おかず、おやつや材料や牛乳などを購入するための費用で毎月納めていただくものです。金額や納付先は施設ごとに異なります。

(南アルプス市立保育所は、主食費550円/月、副食費3,570円/月)

### 1号認定・2号認定(3歳以上)のクラスが主食費・副食費の徴収対象です。

次のいずれかの場合は副食費が免除になります。

- ①世帯の市民税・県民税所得割が(1号) 77,101円未満 (2号) 57,700円未満
- ②世帯の中で3番目以降の子ども

## 保育料とは

令和4年4月1日より南アルプス市では、軽減措置により、認可保育・教育施設に通う全市内在住の児童を対象として、以下の保育料が無償となります。

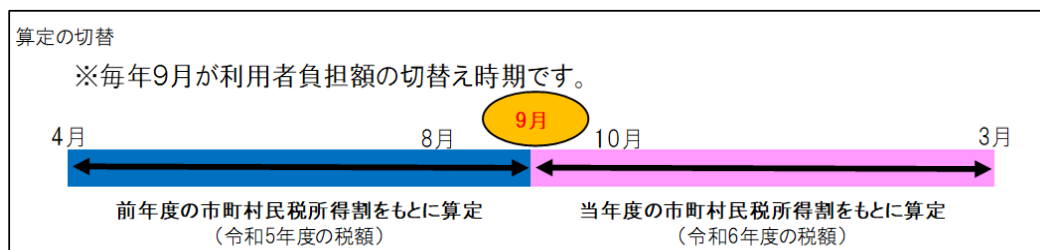
### 利用者負担額基準表

国階層	市階層	階層区分		3歳未満児	
				標準時間	短時間
1	1	生活保護世帯		0円	0円
2	2	市民税非課税世帯		0円	0円
3	3	市民税所得割課税額	48,600円未満	16,500円	16,200円
4	4	市民税所得割課税額	48,600円以上 61,000円未満	23,000円	22,600円
	5	市民税所得割課税額	61,000円以上 97,000円未満	25,000円	24,500円
5	6	市民税所得割課税額	97,000円以上 123,000円未満	31,500円	30,900円
	7	市民税所得割課税額	123,000円以上 169,000円未満	34,000円	33,400円
6	8	市民税所得割課税額	169,000円以上 216,000円未満	37,500円	36,800円
	9	市民税所得割課税額	216,000円以上 301,000円未満	40,000円	39,300円
7	10	市民税所得割課税額	301,000円以上 397,000円未満	44,000円	43,200円
8	11	市民税所得割課税額	397,000円以上	47,000円	46,200円

## 副食費・保育料の算定

副食費の免除、保育料の無償化には、市町村民税情報等の取得が必要となります。南アルプス市以外で住民税の課税対象となっている方は、所得課税証明書の提出が必要になる場合があります。

市町村民税の所得割の金額によって決定されるため、所得の変化によって年度の途中で変わることがあります。また、9月分から課税年度を切り替えて算定を行います。



修正申告等により税額が変更になった場合は、毎月10日までに変更届を子育て支援課に提出をお願いします。提出のあった翌月から変更後の金額を反映します。さかのぼって算定はしませんので、ご注意ください。

## 利用者負担額(主食費・副食費)の納付について

利用者負担額の納付先は、利用する施設によって異なりますのでご注意ください。

### 主食費・副食費

利用施設	納付先
幼稚園・認定こども園・私立保育所	利用する施設
南アルプス市立保育所	南アルプス市
市外の公立施設	施設が所在する市町村

### 納付方法

#### 南アルプス市への納付の場合

原則として口座振替での納入をお願いしています。

これまでに利用者負担額を南アルプス市に納付している方・していたことがある方は、そのまま納付口座として利用できます。

口座情報の登録がこれまでにない場合、入所承諾通知などに「口座振替依頼書」を同封しますので、記入・押印の上、指定の金融機関の窓口へ提出をお願いします。

- 納税(付)義務者は、保護者(各種通知の宛名となっている方)を指定してください。
- 保護者が変更になったときは、口座を変更しない場合でも再度口座振替依頼書の提出が必要です。
- 口座登録がない場合、保育所経由で納付書をお渡しします。市外の施設を利用している場合には納付書を郵送いたします。

#### 南アルプス市以外が納付先となる場合

利用施設もしくは利用施設が所在する市町村に確認してください。

### 督促状について

南アルプス市が納付先となる利用料について、納入期限を過ぎても納付が確認できない場合は、督促状を送付します。

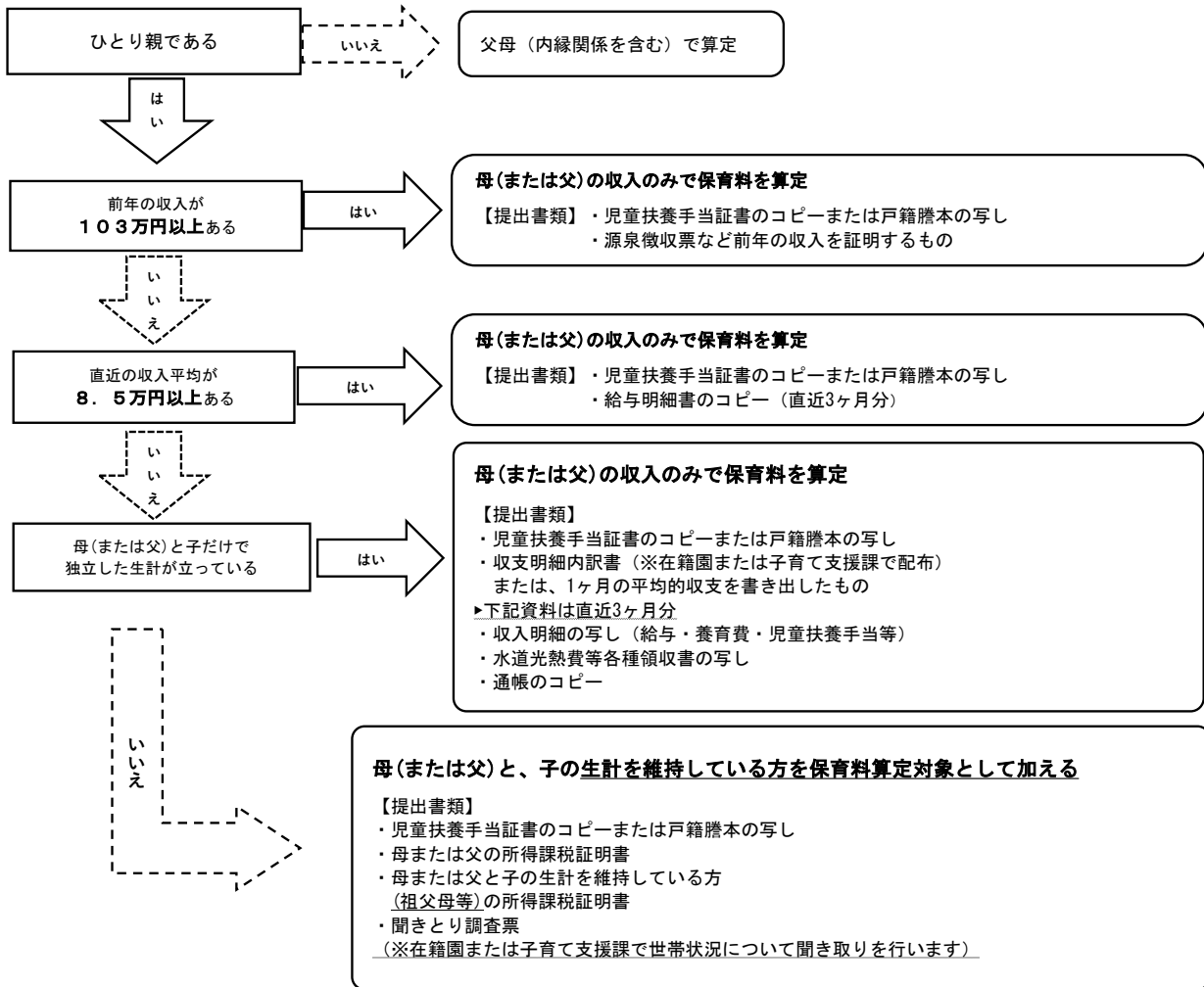
口座振替不能通知兼納付書(翌月5日ごろ)	口座振替を登録している方で、残高不足等により引き落としができなかった場合
督促通知兼納付書(翌月20日ごろ)	前月分の利用料について、納付期限後20日を過ぎても納付が確認できない場合

督促期日を過ぎても納入がない場合や、分納計画の作成に応じない場合は、催告書をお送りします。こちらが最後の通知となりますので、これに応じない場合は地方税の滞納処分の例によって、財産(給与・預貯金・不動産等)の差押を行うこともあります。必ず納付期限までに納めるようお願いいたします。

★利用料の未納がある場合、転園、きょうだいが新たに保育所等に入所すること、小学校に進学してからの放課後児童クラブの利用ができなくなりますので、ご注意ください。

# 特別認定について

## ひとり親世帯の利用者負担額算定対象者及び提出資料確認フロー



P12の利用者負担額基準表の市民税所得割課税額が77,100円以下にあたる場合について、次の特別な事情にあることが認定された場合、特例区分の利用料を適用します。

ひとり親世帯	ひとり親で、現に児童を扶養しているものの世帯
在宅障がい児(者)のいる世帯	世帯の中に、障がい者手帳等の各種手帳を持つ障がい者がいる世帯(ただし、入所する子ども本人及び子どもの両親・兄弟姉妹が該当する場合のみ適用)
その他の世帯	保護者の申請に基づき、生活保護に準じる程度に特に困窮している世帯等

### 認定を受けるため必要な提出書類

ひとり親世帯	ひとり親かつ自立した生活を送っていることが確認できる書類・・・上記フロー参照 ※母子(父子)特別認定は、収入が少ないながらも母(または父)が自立して子育てをしている方のための制度です。母または父の収入の少ないひとり親であっても、ご実家等から援助を受けている場合は、母または父のみの収入での利用料算定はできません。また、状況に応じて母または父の収入のみで算定しても、特別認定を適用されないことがあります。
在宅障がい児(者)のいる世帯	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・特別児童扶養手当受給者証など、対象である同居者に障がいがあることが確認できる資料のコピー
その他の世帯	子育て支援課にご相談ください。

## 広域入所

南アルプス市で認定を受けて、南アルプス市以外に所在する施設に入所することを広域入所といいます。入所を希望する施設の所在市町村によって申込受付場所・方法等が異なるので注意してください。

申請者住所	入所希望施設	提出書類	提出先	提出締切日
南アルプス市に住民票がある方	南アルプス市外の施設	施設の所在市町村が設けている申込提出書類に準じる	南アルプス市子育て支援課	施設の所在市町村が設けている締切日の1週間前まで
南アルプス市に住民票がない方	南アルプス市内の施設	住民票所在市町村が設けている申込提出書類	住民票のある市町村	南アルプス市で設けた締切日

広域入所を希望する場合、南アルプス市で受付し、入所希望施設のある市町村で入所できるか選考されます。他の市町村に書類を送付するため、その市町村の締切日の1週間前までにお申込ください。

市町村によっては広域入所を受付できる期間が設定されている場合がありますので、空き状況等含め、必ずご自身で入所希望施設のある市町村へ確認してからお申込みをお願いします。

### 市外在住で、南アルプス市内施設に4月1日入所希望の方

4月1日入所希望で、住宅の建設や購入により南アルプス市に**3月20日までに転入予定**であり、かつ南アルプス市内にある施設への入所を希望する場合のみ、市民と同様の申請方法で受け付けます。

申込先・期限	南アルプス市民の手続きと同様、第1希望の施設（P26）
提出書類	南アルプス市の施設への申込と同じもの（P8） 住宅建設・購入の契約書等のコピー (本市に転入する予定日および転入先住所が確認できる書類)

※ただし・・・

南アルプス市への転入予定が3月21日以降の場合や、申込みをしたが3月20日までに転入できなくなってしまった場合は、南アルプス市ではなく、現在お住まいの市町村で手続きをお願いします。

新年度が始まるまでに手続きが完了していない場合は、入所できなくなる場合があります。



## 特別保育事業について

ここに掲載しているのは令和5年9月1日時点の情報です。最新の情報は必ず実施施設や子育て支援課に確認してください。

### ○延長保育

延長保育とは、保護者の就労状況等により、認定されている保育時間だけでは対応できない児童のために、時間を延長して行なっている保育事業です。南アルプス市内の全ての保育施設で実施しています。

利用方法・申請等については、在籍する保育施設に直接お問い合わせください。

対象児童（公立） 保護者の就労状況等により、通常保育時間では対応できない児童

延長時間（公立） 月曜日～金曜日：下の表のとおり

土曜日：午前7時30分～午前8時30分・午後4時30分～午後6時30分

負担金（公立）

時間区分	保育標準時間認定	保育短時間認定
午前7時30分～午前8時30分	—	無料
午後4時30分～午後6時30分	—	1回100円
午後6時30分～午後7時00分 (平日のみ)	1回100円	1回100円

※私立の延長時間・負担金等については、直接施設にお問合せください。

### ○病児・病後児保育事業

保育所等に通っている乳幼児や小学校の子どもが、病気または病気回復期のため集団生活が困難な時期に、看護師・保育士により一時的に子どもを預かります。市内で2施設が、南アルプス市の基準で運営しています。

実施施設

【病児・病後児保育】こもれびこどもクリニック 病児保育室うらら：055-269-6070

【病後児保育】 さくらんぼ保育園 病後児保育室つぼみ：055-282-8111

実施時間

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時30分

うららについては、水曜日のみ 午前8時30分～午後12時

利用方法

事前に利用登録をする必要があります。子育て支援課または実施施設にて手続きを行ってください。

※ただし、緊急の場合は利用申込と同時の登録も可能です。

【注意】利用登録は、登録した年度内に限り有効となります。(年度毎に登録が必要です)

利用料

※生活保護世帯・里親世帯は無償です。

時間区分	南アルプス市内在住	南アルプス市外在住
	市町村民税所得割 48,600円未満	1,000円
市町村民税所得割 48,600円以上	2,000円	2,500円

## ○ 子育て支援センター事業

地域の子育て家庭の育児支援を行なう事業です。  
 全ての施設で実施しているわけではありませんので、市内保育施設・幼稚園一覧(18ページ以降)で確認のうえ、内容等は施設に直接お問い合わせください。

## ○ 一時預かり事業

保育施設に預けるほどではないが就労している時、保護者の病気やケガ、冠婚葬祭などの緊急時、育児の合間にリフレッシュしたい時などに、保育施設で一時的に児童をお預かりする事業です。

対象児童	南アルプス市内に住民登録があって、保育所等に通っていない小学校入学前の児童（ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りではない）
------	---

※保育所・幼稚園等の施設へ入所・入園している場合は利用できませんのでご注意ください。

実施認可施設	公立: 白根保育所・豊保育所・大明保育所
	月～金曜日 午前8時30分～午後4時30分
	私立: マコト愛児園・小笠原幼稚園（2歳児～5歳児）
	実施日時については、施設に直接お問合せください
	子育て支援センター： 蔵ku-ra
	実施日時については、施設に直接お問合せください
	企業主導型保育施設： 共同保育所みかげの森
実施日時については、施設に直接お問合せください	

※登録や利用方法については、実際に利用する保育所等に直接お問い合わせください。

利用料	私立	実施認可施設に直接お問い合わせください。		
	公立	児童の年齢 (毎月1日現在)	負担金額 (1日あたり)	
		4歳以上児	1,300円	
		3歳児	1,500円	
		3歳未満児	1,800円	

★令和4年6月より、南アルプス市では、一時預かり事業の無償化が始まりました。  
 詳しい内容については、当市ホームページをご覧ください。

「一時預かり事業の無償化が始まります」



## 市内保育施設・幼稚園一覧



### 【参考】

令和6年度保育所・認定子ども園(2・3号認定部分)入所の申込について ▶

※本紙掲載情報は令和5年9月1日現在です。最新の情報については必ず各園にお問合せください。

・0歳児保育は月齢がおおむね3ヵ月以上(首が据わってから)での受け入れとなります。詳細は各施設にお問合せください。

・令和6年度公立保育所土曜保育について

公立保育所は、市内4ヶ所の保育所での集合保育となります。

令和6年度は、八田保育所、巨摩保育所、豊保育所、若草保育所で実施予定です。

土曜保育の利用申請書は、実施保育所ではなく児童が在籍する保育所へ提出となります。

保育所・認定こども園・小規模保育事業所

### 【八田地区】

	八田保育所(公立保育所)		榎原 5 5 8			285-7600	
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～18:30 短 8:30～16:30						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	
	9	20	30	40	40	45	
【旧】バンビバイリンガル幼稚園 (R6.3.31まで)	【新】バンビユニバーサルこども園 (幼保連携型認定こども園)		【旧】徳永1605 【新】西野1251-2			280-0500	
	保育時間 【1号】 月曜～金曜 9:00～16:00 延長保育 7:30～9:00 / 16:00～18:30 【2号,3号】 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 短 8:30～16:30 土曜 実施予定 ※詳細は施設へお問い合わせください。						
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
0		0	24	1号 15 2号 12	1号 25 2号	1号 25 2号	
園からひとこと 国際教育料等上乗せ徴収有。申込前に必ず見学・相談会参加にてご確認ください。							

【白根地区】

	巨摩保育所(公立保育所)		飯野 2 9 1 2 - 4		283-4251	
	保育時間					
	月曜～金曜	標準 7:30～18:30 短 8:30～16:30	延長保育	18:30～19:00 7:30～8:30 / 16:30～19:00		
土曜	標準 7:30～18:30 短 8:30～16:30	延長保育	7:30～8:30 / 16:30～18:30			
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	15	24	30	40	40	40
	白根保育所(公立保育所)		飯野 1		285-3603	
	保育時間					
	月曜～金曜	標準 7:30～18:30 短 8:30～16:30	延長保育	18:30～19:00 7:30～8:30 / 16:30～19:00		
土曜	標準 7:30～18:30 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30	延長保育	7:30～8:30 / 16:30～18:30			
※令和6年4月より在園児の土曜保育は、巨摩保育所にて実施						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6	12	18	20	20	20
特別保育事業：一時預かり						
	百田保育所(公立保育所)		百々 2 3 2 8		285-3602	
	保育時間					
	月曜～金曜	標準 7:30～18:30 短 8:30～16:30	延長保育	18:30～19:00 7:30～8:30 / 16:30～19:00		
土曜	標準 7:30～18:30 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30	延長保育	7:30～8:30 / 16:30～18:30			
※令和6年4月より在園児の土曜保育は、八田保育所にて実施						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6	17	35	30	40	40
	白根東保育所(公立保育所)		西野 1 3 9 4		283-4271	
	保育時間					
	月曜～金曜	標準 7:30～18:30 短 8:30～16:30	延長保育	18:30～19:00 7:30～8:30 / 16:30～19:00		
土曜	標準 7:30～18:30 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30	延長保育	7:30～8:30 / 16:30～18:30			
※令和6年4月より在園児の土曜保育は、巨摩保育所にて実施						
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	6	12	18	28	28	28

	認定こども園みだい幼稚園 (幼保連携型認定こども園)		有野 4 5 7 1		285-2807				
	保育時間								
	【1号】 月曜～金曜 8:30～15:00 延長保育 8:00～8:30 / 15:00～18:00								
	【2号,3号】 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 8:00～18:30								
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
				1号	2号	1号	2号	1号	2号
	3	12	15	25	15	25	15	25	15
特別支援事業：満3歳児クラス 園からひとこと 「健康で、心豊かな、がんばる子」を育てています。									

【若草地区】

	若草保育所(公立保育所)		寺部 5 9 8 - 1		282-2730				
	保育時間								
	月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～18:30 短 8:30～16:30								
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
	9	30	30	40	40	40			
	マコト愛児園 (幼保連携型認定こども園)		下今井 8 4 1 - 5		282-1510				
	保育時間								
	【1号】 月曜～金曜 8:30～16:30 延長保育 7:15～8:30 / 16:30～19:15								
	【2号,3号】 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 7:15～7:30 / 18:30～19:15 短 8:30～16:30 延長保育 7:15～8:30 / 16:30～19:15 土曜 標準 7:30～18:30 短 8:30～16:30								
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
				1号	2号	1号	2号	1号	2号
	9	20	27	5	22	5	25	5	27
特別支援事業：子育て支援センター・一時預かり 園からひとこと 子ども達の『気づき』を大切にする教育・保育を行っています。									

	たちばな保育園(私立保育所)	鏡中條 7 0 0	283-3246			
	<b>保育時間</b> 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30					
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	6	18	18	18	17	23
<b>園からひとこと</b> 「遊びが一番！」をテーマに、笑顔いっぱいの保育を行っています。						
	十日市場保育園 (幼保連携型認定こども園)	十日市場 1 9 1 1 - 5	283-3608			
	<b>保育時間</b> <b>【1号】</b> 月曜～金曜 9:00～16:00 延長保育 8:30～9:00 / 15:00～18:30 <b>【2号,3号】</b> 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 7:15～7:30 / 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00					
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	6	18	18	20	20	18
<b>園からひとこと</b> ～遊んで、学んで、健やかに～ ご家庭と連携して成長を支えましょう。						




【櫛形地区】

	櫛形中央保育所(公立保育所)	小笠原 9 8 5 - 9	282-2463			
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30 ※令和6年4月より在園児の土曜保育は、豊保育所にて実施					
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	9	18	24	39	40	40
	櫛形北保育所(公立保育所)	桃園 1 6 5 - 8	283-1262			
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30 ※令和6年4月より在園児の土曜保育は、豊保育所にて実施					
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	6	12	17	21	27	29
	櫛形西保育所(公立保育所)	上市之瀬 7 2 4	284-1602			
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30 ※令和6年4月より在園児の土曜保育は、豊保育所にて実施					
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	3	12	12	20	20	20
	豊保育所(公立保育所)	吉田 8 0 4	282-0189			
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30					
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児
	6	16	24	40	40	40
特別保育事業：子育て支援センター・一時預かり						

	さくらんぼ保育園(私立保育所)		桃園 3 3 7		282-5154	
	保育時間					
	月曜～金曜	標準	7:00～18:30		18:30～19:00	
		短	8:30～16:30		延長保育 7:00～8:30 / 16:30～19:00	
土曜	標準	7:00～18:00		延長保育 7:00～8:30 / 16:30～18:00		
	短	8:30～16:30				
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	13	22	23	24	24	24
園からひとこと 園での遊びを通して子どもたちは、「生きる力」を身につけていきます。						
	イノヴェ学園 (小規模保育事業所)		桃園 1 3 6 1 - 1 0		244-3833	
	保育時間					
	月曜～金曜	7:30～18:30		延長保育		
		土曜		7:30～18:30		延長保育
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	0	5	5			
園からひとこと ポルトガル語・日本語・英語・タイ語にて多文化環境で保育を行っています。						
	小笠原幼稚園 (幼稚園型認定こども園)		小笠原 2 1 0 - 1		282-0700	
	保育時間					
	【1号】					
	月曜～金曜	8:30～15:30		延長保育		15:30～18:00
【2号,3号】						
月曜～金曜	標準	7:30～18:30		18:30～19:00		
	短	7:30～15:30		延長保育 15:30～19:00		
土曜	標準	7:30～18:30		延長保育 15:30～18:30		
	短	7:30～15:30				
利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
			15	1号 2号	1号 2号	1号 2号
			36	15	37	15
特別支援事業：一時預かり 園からひとこと 自分で考え、自分で見つめ、自分で創造できる子どもを育てます。						



【甲西地区】

	落合保育所(公立保育所)		落合 1 1 2 8 - 3		282-1079		
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30 ※令和6年4月より在園児の土曜保育は、若草保育所にて実施						
	南湖保育所(公立保育所)		西南湖 7 3 8		284-0409		
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 (R6.3.31まで) 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30 ※令和6年4月より在園児の土曜保育は、若草保育所にて実施						
	大明保育所(公立保育所)		鮎沢 1 0 6 3 - 1		282-1307		
	指定管理者制度導入施設 保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 短 8:30～16:30 7:30～8:30 / 16:30～18:30						
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
			6	6	10	12	11
利用定員		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
		8	18	24	30	30	30
特別保育事業：子育て支援センター・一時保育園からひとこと 子どもたちの自ら育とうとする力を尊重します。							

	ポップオの家 (幼保連携型認定こども園)		荊沢 1 7 5		283-1162					
	保育時間 【1号】 月曜～金曜 9:00～16:00 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～19:00 【2号,3号】 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 7:30～18:30									
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児		4歳児		5歳児	
		6	12	12	1号	2号	1号	2号	1号	2号
園からひとこと 健やかな体・しなやかな心・学びへの意欲・育ち合うつながりを育みます。										
	にこにこキッズ保育園 (私立保育園)		和泉1018-1		267-9211					
	保育時間 月曜～金曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～19:00 土曜 標準 7:30～18:30 延長保育 18:30～19:00 短 8:30～16:30 延長保育 7:30～8:30 / 16:30～19:00									
	利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児		5歳児		
		9	18	20	20	15		15		
園からひとこと 太陽の下で自然を感じながら、元気いっぱい笑顔いっぱいに過ごします										

### 休所施設

	芦安保育所(公立保育所)	芦安安通 5 0 3	288-2031
--	--------------	------------	----------

## 令和6年度 入所受付期間

次の受付日に行くことができない場合は、直接第一希望の施設へ連絡し、日程調整をしたうえで申し込みをお願いします。

**※令和6年4月入所 第一次入所選考最終申込締切：11月17日（金）**

保育所名	受付日	受付時間	電話番号
八田保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	285-7600
巨摩保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	283-4251
白根東保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	283-4271
百田保育所	11月6日(月)	午前8時30分～午後6時00分	285-3602
白根保育所	11月8日(水)	午前8時30分～午後6時00分	285-3603
若草保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	282-2730
櫛形中央保育所	11月1日(水)	午前8時30分～午後6時00分	282-2463
櫛形西保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	284-1602
櫛形北保育所	11月1日(水)	午前8時30分～午後6時00分	283-1262
豊保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	282-0189
落合保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	282-1079
南湖保育所	11月2日(木)	午前8時30分～午後6時00分	284-0409
大明保育所	11月2日(木)	午前9時00分～午後5時30分	282-1307
たちばな保育園	11月1日(水)	午前8時30分～午後6時00分	283-3246
さくらんぼ保育園	11月2日(木)	午前9時00分～午後5時00分	282-5154
にこにこキッズ保育園	11月7日(火) 11月10日(金)	午前8時00分～午後6時00分	267-9211
ポッポの家	11月2日(木)	午前9時00分～午後5時00分	283-1162
マコト愛児園	11月7日(火)	午前9時00分～午後5時00分	282-1510
十日市場保育園	11月1日(水)	午前9時00分～午後5時00分	283-3608
みだい幼稚園	11月1日(水)～	午前8時30分～午後6時00分	285-2807
小笠原幼稚園	11月1日(水)	午前9時00分～午後6時00分	282-0700
バンビバイリンガル幼稚園	11月1日(水)	午前9時30分～午後1時00分	280-0500
イノヴェ学園	11月3日(金) 11月17日(金)	午前8時30分～午後6時00分	244-3833
市外保育施設 (子育て支援課)	11月1日・8日・15日(水)	午前8時30分～午後7時00分	282-7293

第二次募集の情報は2月上旬にホームページに掲載予定です。

・令和6年5月1日以降入所について  
月の途中での入所はできません。原則、月の初日からの入所となります。

入所月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
申込 締切日	4月10日(水)	5月10日(金)	6月10日(月)	7月10日(水)	8月9日(金)	9月10日(火)	10月10日(木)	11月8日(金)	12月10日(火)	1月10日(金)	2月10日(月)
空き枠 掲載日 (予定)	3月20日(水)	4月19日(金)	5月20日(月)	6月20日(木)	7月19日(金)	8月20日(火)	9月20日(金)	10月18日(金)	11月20日(水)	12月19日(金)	1月20日(月)